

議会基本条例の制定に向け

素案まとまる

地方分権が進展し、地方議会の果たすべき役割や責務は重要性を増してきました。

岸和田市議会では、議会の活性化を図るとともに、市民への説明責任を果たし、開かれた議会をめざそうと議会改革を進めてきました。

このほど議会と議員のあり方を明文化した議会基本条例の素案がまとまりました。

議会基本条例とは

地方分権の進展により、自治権が拡大するなか、自治体は自己決定と自己責任のもと、市民福祉の向上のため、より責任ある自治体

運営を行わなければならない。

地方議会は、市民の視点に立ち、行政をけん制・監視するとともに、市民の声を行政に反映させたり、地域に必要な政策を議論し、条例として提案するなど政



災害に生かせる

地域別マニュアルの整備は

○電子カルテシステムの導入について

【問】最近、地域でも独自の防災訓練などを行って

【答】市民への啓発としては、地域に出向いて訓練に

いるが、果たしてその訓練が、いざ災害に生かせるのか疑問に思っている。訓練の質を高めるには、どうすればいいか。



雪本 清浩 議員

【問】災害発生時の市の職員の初動マニュアルはあるが、市民のためのマニュアルはなく、地域ごとに必要と考えるがどうか。

【答】市の職員が訓練に繰り返し参加し、啓発すること、地域差を考慮した市民のための防災マニュアルが作れると考えている。

議会を傍聴しませんか

第3回定例会を次のとおり開催します。傍聴を希望される場合は、市役所新館3階の議会受付までお越しください。

- ▶ 8月30日(月) … 本会議
- ▶ 8月31日(火) … 本会議
- ▶ 9月2日(木) … 文教民生常任委員会
- ▶ 9月3日(金) … 事業常任委員会
- ▶ 9月6日(月) … 総務常任委員会
- ▶ 9月7日(火) … 本会議
決算特別委員会 (午後1時から)
- ▶ 9月9日(木) … 決算特別委員会
～13日(月)
- ▶ 9月15日(水) … 本会議

※開会時刻は午前10時の予定です。
※日程及び開会時刻は、変更する場合があります。

これまでの経過

平成17年8月に施行された「岸和田市自治基本条例」で、議会、行政、市民及び事業者のそれぞれの役割が明記されました。

議会の役割を明文化するため、20年12月に議会基本条例検討委員会を設置し、検討を開始しました。

委員会では、まず、議会基本条例の検討に先立ち、議員の政治倫理のより一層の向上を図るため、政治倫理に関する責務や倫理基準などを定めた「岸和田市議会議員政治倫理条例」を21年第3回定例会で提案し、制定しました。

その後、議会基本条例の制定に向け、本格的な検討を始めました。22年6月ま

今後の取り組み

より多くの市民の皆さんに、この条例を周知するため、7月31日から各市民センターなど市内6カ所で行う説明会を開催しています。条例制定の目的や内容について説明を行い、皆さんからのご意見をお聞きします。(詳細は広報きしわだ7月1日号またはホームページに掲載)

今後は、10月中旬からパブリックコメントを実施し、そこでお寄せ頂いた意見も反映させながら、条例の最終案をとりまとめ、23年第1回定例会に上程し、同年5月の施行を予定しています。

議会基本条例(素案)前文

※ 条例制定の趣旨や目的を表明するものです。

岸和田市議会(以下「議会」という。)は、市長とともに市民の信託を受け、対等な関係を持って相互に健全な緊張関係を保持しながら、市民福祉の増進と市政の発展を図る責務を負うという地方議会の理念のもと、これまで議会の持つ監視及び評価機能の充実と政策形成能力の向上に努めてきた。

また岸和田市は、市民・事業者・市の権利や責務、行政・議会の責務、市政運営の基本原則を定め、市民自治都市の実現を目指して、岸和田市の最高規範として「岸和田市自治基本条例」を制定した。

議会は、「岸和田市自治基本条例」が求める議会の役割を明確にするとともに、市民との情報共有と開かれた議会運営を図り、市民の負託に全力でこたえていくことを決意し、ここに「岸和田市議会基本条例」を制定する。

議会基本条例(素案)骨子

※ 全文は次号で掲載の予定です。

前文

第1章 総則

○目的

第2章 議会の役割

○議会及び議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

○議員の活動原則

議会豆知識

このコーナーは、議会用語を解説します。

専決処分

議会が議決をするべき条例、予算などについて、議会を開催する時間のない場合などに、法で定められた理由により市長が議会に代わって決定することです。

特定事件の継続調査

通常、委員会は議会開会中にしか活動できませんが、特定の具体的な事項(特定事件)について、議会閉会中もなお調査する(継続調査)必要がある場合に議決により活動が可能となります。

暑中見舞状や寄附の禁止

議員は選挙区内に住んでいる人に対して答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞いなどのあいさつ状を出すことは公職選挙法により禁止されています。

また、有権者が議員に寄附を求めることも禁止されています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。